

令和2年度 越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

1 基準指数

【基準指数及び調整指数は、利用調整申込締切日を基準日とする】

※令和2年4月入所一次受付分については、令和元年11月15日を基準日とする。

番号	保育に当たる保護者の就労等形態				基準指数	採点		認定期間		
	類型	細目				母	父			
1	居宅外労働 (その他)	外勤	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	20			最長3年間 (事由継続で就学前まで)		
				月120時間以上月160時間未満の就労を常態	18					
				月80時間以上月120時間未満の就労を常態	16					
			月16日以上	月120時間以上の就労を常態	18					
		月100時間以上月120時間未満の就労を常態		16						
		月64時間以上月100時間未満の就労を常態		14						
		上記に該当しないが、月100時間以上の就労を常態		8						
		(その他)	上記に該当しないが、月64時間以上月100時間未満の就労を常態	6						
上記以外の外勤・自営(無収入の場合、時間にかかわらず該当)	3									
3か月※										
2	就労	居宅内労働 (その他)	自営	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	20			最長3年間 (事由継続で就学前まで)	
					月120時間以上月160時間未満の就労を常態	18				
					月80時間以上月120時間未満の就労を常態	16				
				月16日以上	月120時間以上の就労を常態	18				
			月100時間以上月120時間未満の就労を常態		16					
			月64時間以上月100時間未満の就労を常態		14					
			上記に該当しないが、月100時間以上の就労を常態		8					
			(その他)	上記に該当しないが、月64時間以上月100時間未満の就労を常態	6					
		上記以外の自営(無収入の場合、時間にかかわらず該当)		3						
		3か月※								
		内職		1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14					
				1日4時間以上月収2.5万円以上の就労を常態	10					
		(その他)	上記以外の内職(無収入の場合、時間にかかわらず該当)	3						
3か月※										
3	求職活動 (起業準備等を含む) (その他)	求職 (起業準備等を含む)	内定	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	10			3か月※	
					月120時間以上月160時間未満の就労を常態	9				
					月80時間以上月120時間未満の就労を常態	8				
			月16日以上	月120時間以上の就労を常態	9					
				月100時間以上月120時間未満の就労を常態	8					
				月64時間以上月100時間未満の就労を常態	7					
		(その他)	上記に該当しないが、月100時間以上の就労を常態	5						
			上記に該当しないが、月64時間以上月100時間未満の就労を常態	4						
			上記以外の内定(無収入の場合、時間にかかわらず該当)	3						
			記録により1か月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合	3						
(その他)	未定	求職中(就労先未定)(上記以外)	1							
4	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など	20			最長3年間(就学前)				
5	妊娠・出産	出産前：出産予定月の前2か月 出産後：出産日の後8週の翌日の属する月の末日	20			左記期間内				
6	就学	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態 日中、就学・技能習得が内定している場合(その他)	番号1を準用 番号3を準用			在学期間内 3か月※				
7	病気がい	病気がい	病気がい	自宅療養	1か月以上入院している場合(入院予定を含む)		20		最長3年間 (事由継続で就学前まで)	
					精神性	常時病臥・感染症	20			
						精神障害者保健福祉手帳1～3級	20			
						上記以外の程度	17			
			一般療養	医師が1か月以上の安静を要すると診断した場合	17					
				医師が1か月以上の通院加療を要すると診断した場合	13					
				身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B	20					
障がいがい	身体障害者手帳3級、療育手帳C	18								
	身体障害者手帳4級以下	12								
	8	介護 看護	居宅外	要介護認定3・4・5程度、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者等で、全介護を必要とする場合であって、週5日以上日中週30時間以上の介護を常態		20		最長3年間 (事由継続で就学前まで)		
(その他)	要介護認定1・2程度、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者等で、一部介護を必要とする場合であって、週5日以上日中週20時間以上の介護を常態			16						
	週4日以上日中週16時間以上の介護を常態			14						
	上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)		3							
(その他)	全介護を必要とする場合(介護・看護(居宅外)に準ずる程度)		20							
	一部介護を必要とする場合(介護・看護(居宅外)に準ずる程度)		17							
	支援を必要とする場合(要支援)		15							
3か月※										
9	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	20			最長3年間				
10	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20			3年間				
11	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合				(事由継続で就学前まで)				

※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)

2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。

3 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。

4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。

5 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし、休憩時間は含む。

6 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。

7 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。

8 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。

ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減らした後の勤務日数からの勤務時間等による指数とする。

2 調整指数

項目	条件 (「保育所等」とは、保育所・認定こども園・地域型保育をいう)		指数	採点			
				母	父		
個人加算	就労状況	1	引き続き就労等を継続している場合	引き続き3年以上就労等を継続	2		
		2		引き続き1年以上3年未満就労等を継続	1		
		3	重複加算なし	保育士(保育教諭・プラス保育幼稚園の幼稚園教諭)として月20日以上かつ1日6時間以上の勤務をしている場合 ※出産要件での入所申込の場合を除く ※番号3・4に該当する場合、越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設で1年以上勤務することを条件とする ※ここでいう認可外保育施設は、設置届出済のものに限る。	越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設で勤務をしている場合(産前産後休業又は育児休業を取得している場合を含む)☆	7	
		4		越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設に勤務が内定している場合(この項目に該当する場合、該当者の基準指数を居宅外労働等の指数にする)☆	4		
		5		越谷市外の保育所等又は認可外保育施設で勤務をしている場合(内定、産前産後休業又は育児休業を取得している場合を含む)☆	2		
	家庭状況	6		生計中心者の失業(自発的失業を除く)により就労の必要性が高い場合		3	
		7		保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時点で入所申込児童が保育所等に入所している場合や出産要件での入所申込の場合を除く) ※令和2年4月入所一次受付分は一斉受付の締切日以降から5月14日までの復帰者を含む		1	
		8		保育所等を産前産後休業又は育児休業のため退所し、復職時に申し込んだ場合(当該児童のみ加算)		3	
		9		同居者なしの母子(父子)家庭で、就労(又は就学・技能習得)を継続している又は内定している場合 ※同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む		5	
		10		生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合		2	
		11		父母の一人が不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合		4	
		12		父母の両方が不存在(死亡など)の場合		7	
		13		父母の一人が単身赴任、3か月以上の入院などにより不在の場合		2	
		14		子ども(4月1日現在18歳未満)が2人以上いる場合(2人を超える場合は、1人に対し1点加算)		1	
世帯加算	障がい・介護	15	算重し加	保護者が身体障害者手帳1～3級、療育手帳(A)～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している場合☆	3		
		16		保護者が常時病臥、精神病(手帳なし)、感染症で居宅療養している場合☆	2		
		17	算重し加	同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に身体障害者手帳1～3級、療育手帳(A)～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している者がいる場合☆	1		
		18	算重し加	同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に要介護認定3以上の者(在宅介護に限る)がいて保護者が週4日以上介護している場合(基準指数が介護・看護要件の場合は加算しない)☆	1		
児童の状況	19		特別支援保育対象児童と特別支援保育検討会議で判定された場合			別枠利用調整	
	20	算重し加	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合(新年度選考時は、卒業予定児童を除く)又は同時に2人以上の申込をしている場合☆ ※兄弟姉妹がプラス保育幼稚園のプラス保育枠を利用している(利用内定を含む)場合を含む		2		
	21		多胎児が同時に申込をしている場合☆		4		
	22		地域型保育又は2歳児クラスまでの保育所を入所期間満了で卒園する場合☆		5		
	23	重複加算なし	認可外保育施設(幼稚園等を含む)などに実績で月16日以上かつ1日4時間以上の預託をしている場合 ※就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る(求職中や、育児休業中(入所翌月14日までに復帰しない)の預託の場合は対象としない)	有料で2か月以上前から預託している場合(所定の証明書が必要。また、一時預かりについては領収書の提出も必要)☆	3		
	24			有料で1か月以上前から預託している場合(所定の証明書が必要。また、一時預かりについては加算対象としない)☆	2		
	25		認定こども園入園者で同一園での認定区分変更(1号→2号)のみを希望しており、入園から3か月以上経過している場合(3か月未満の場合は番号26を適用)☆		5		
	26		保育所等に入所しており、保育所等の移行希望者の場合☆		3		
	減算指数	世帯減算	同居祖父母	27	同居している65歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く) ※同一世帯には、同一住所又は同一建物の場合を含む		-10
			自営等	28	勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母が、仕事内容・実績の分かる書類を提出できない場合		-10
育児休業延長			29	育児休業の延長を許容でき、調整指数の減算を希望する場合(申込書の「利用調整に関する希望」にその旨をチェックした場合のみ)		-50	
保育料等滞納			30	入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等を3か月以上滞納している場合		-3	
			31	利用者負担(保育料)等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合		滞納月×-2	
広域入所			32	勤務地が市内の場合		-10	
33	勤務地が市外の場合			-20			
その他 児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)						20	

- ※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
 2 **番号1～5は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。**
 3 番号3～5、15～16、17～18、20～21、22～26は、それぞれ重複して加算しないものとする。(☆)
 4 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

■利用調整指数について

利用調整指数は、父母それぞれの基準指数に調整指数を加えて算出します。

- (例)・父親が月20日かつ月160時間の居宅外労働をしている・・・基準指数20 → 「1 基準指数」番号1から
 ・母親が月18日かつ月108時間の居宅外労働をしている・・・基準指数16 → 「1 基準指数」番号1から
 ・父母共に引き続き3年以上就労を継続している・・・・・・調整指数 4 → 「2 調整指数」番号1から
 ※この世帯の利用調整指数は、20+16+4=40点となります。

■利用調整(選考)について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などには、利用調整(あっせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- 1 越谷市在住者(転入予定者を含む)
- 2 同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯(同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む)
- 3 基準指数が高い者
- 4 同世帯に障がい者がいる場合
- 5 養育している未就学児の人数が多い者
- 6 父母の勤務先等が市外(草加・八潮・三郷・吉川・松伏・春日部・さいたま(岩槻・緑のみ)・川口を除く)の場合
勤務先等が①全員市外、②市外・市内、③全員市内の順で優先順位が高くなります(上記近隣地域はこの項において市内として考える)。
- 7 令和元年度(利用者負担額切替後は令和2年度)市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する)
- 8 同一年度中に入所内定等を辞退していない者